

加西市誰もが性差にとらわれず
共に生きる社会づくり条例

逐条解説

加西市

加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例 逐条解説

目次

1 条例制定の趣旨	1 ページ
2 条例の名称	1 ページ
3 条例の構成	2 ページ
4 逐条解説	3 ページ
前文	3 ページ
目的・定義・基本理念	4 ページ
第1条（目的） 第2条（定義） 第3条（基本理念）	
市・市民等の責務	10 ページ
第4条（市の責務） 第5条（市民の責務） 第6条（事業者の責務）	
第7条（地域団体の責務） 第8条（教育関係者の責務）	
男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止	13 ページ
第9条（性別等による権利侵害の禁止）	
第10条（公衆に表示する情報に関する留意）	
市の実施すべき基本的施策	14 ページ
第11条（計画の策定） 第12条（施策の策定等に当たっての配慮）	
第13条（附属機関等における構成員の男女の均衡） 第14条（市民等の理解を深めるための措置） 第15条（市民等に対する支援） 第16条（ワーク・ライフ・バランスの推進）	
第17条（意思決定の場における男女対等な参画の推進） 第18条（男女共同参画に関する教育の推進） 第19条（防災の分野における施策の推進） 第20条（誰もが能力を発揮できる働き方の推進支援） 第21条（ドメスティック・バイオレンスの防止等） 第22条（苦情等への対応） 第23条（拠点施設） 第24条（年次報告）	
加西市男女共同参画審議会の設置	21 ページ
第25条（男女共同参画審議会） 第26条（委任）	
附則	22 ページ

1 条例制定の趣旨

「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」との位置付けのもと、平成11年6月に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが求められており、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の中でも「ジェンダー平等の実現」が提唱されるなど、男女共同参画と女性活躍を盛り込んだ男女平等の実現に向けた取組が加速しています。

加西市でも、性差にとらわれずに全ての人が個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を形成していく必要がありますが、男女に関する固定的な概念が残っていることは否めません。女性活躍や多様性が求められる中、誰もが安心して自分らしく生き生きと輝く社会の実現が必要なことから、地域のあらゆる分野で性差にとらわれず共に支え合い参画する社会づくりに取り組むため、この条例の制定を行うものです。

《参考》加西市男女共同参画プラン「かさいゆめプラン」

平成14年（2002年）3月 「かさい男女共同参画ゆめプラン」策定

平成19年（2007年）11月 「加西市男女共同参画都市宣言」

平成25年（2013年）3月 「第二次かさいゆめプラン」策定

令和4年（2022年）3月 「第3次かさいゆめプラン」策定

2 条例の名称

条例の名称 「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」

この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者など全ての者の行動指針となるもので、その名称は条例の趣旨が市民一人一人に伝わりやすいものが望ましいと考えます。女性活躍や多様性が求められる中、誰もが安心して自分らしく生き生きと輝く社会の実現が必要なことから、地域のあらゆる分野で性差にとらわれず共に支え合い参画する社会づくりの推進を目指して、条例の名称を「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」としました。

3 条例の構成

前 文	制定の目的や趣旨、制定に対する決意などを明らかにするため、前文を設けています。
第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念	制定の目的、用語の定義など、条例全般にわたる事項について規定しています。
第4条 市の責務 第5条 市民の責務 第6条 事業者の責務 第7条 地域団体の責務 第8条 教育関係者の責務	男女共同参画の推進における市及び市民等のそれぞれの責務について規定しています。
第9条 性別等による権利侵害の禁止 第10条 公衆に表示する情報に関する留意	男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等について規定しています。
第11条 計画の策定 第12条 施策の策定等に当たっての配慮 第13条 附属機関等における構成員の男女の均衡 第14条 市民等の理解を深めるための措置 第15条 市民等に対する支援 第16条 ワーク・ライフ・バランスの推進 第17条 意思決定の場における男女対等な参画の推進 第18条 男女共同参画に関する教育の推進 第19条 防災の分野における施策の推進 第20条 誰もが能力を發揮できる働き方の推進支援 第21条 ドメスティック・バイオレンスの防止等 第22条 苦情等又は相談への対応 第23条 拠点機能 第24条 年次報告	市の実施すべき基本的な14施策について規定しています。
第25条 加西市男女共同参画審議会 第26条 委任	加西市男女共同参画審議会の設置について規定しています。

4 逐条解説

前文

加西市は、播磨国風土記の根日女伝説の舞台となる緑の自然に囲まれた多くの古墳が残されているなど、古^{いにしえ}から人々が営みを続けてきた歴史豊かなまちとして発展してきました。

時代が進み社会や文化の流れの中で、いろいろな場面で性差が見られるようになり、長い間、多様な生き方の妨げになっていました。加西市では男女共同参画社会の実現を目指し、平成19年度には「加西市男女共同参画都市宣言」を行うほか様々な取組を進めてきたところです。しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、とりわけ地域活動や政策・方針決定の場への女性参画の面では、まだまだ協創のまちづくりの推進を力強く進めるために、私たち一人一人が向き合うべき課題が多くあります。

そして、少子高齢化やデジタル化が進むなか、コロナ後の新しい生き方や働き方に対応していくためには、性別にとらわれずに全ての人が個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会でなくてはなりません。

私たちは、先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、誰もが一人一人の人権を尊重しながら、安心して自分らしく生き生きと輝く社会の実現を目指して、地域のあらゆる分野で共に支え合い参画する社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例を制定するに至った経緯や目指す方向を示し、推進への決意を表明しています。

【解説】

条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意など条例制定の意義を明らかにしています。

各段落において、次の内容を表現しています。

第1段落 本市は、豊かな自然環境の中で多様な営みを受け入れる風土を育みながら、これまで発展したこと。

第2段落 国の動向を踏まえ、本市でも男女共同参画社会の実現を目指した取組を行ってきましたが、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が残されていること。

第3段落 人口減少や社会情勢の変化の中、本市が将来にわたって活力あるまちを持続していくためには男女共同参画社会の実現が重要なこと。

第4段落 全ての者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくこと。

目的・定義・基本理念

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、地域団体及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

【趣旨】

この条例を制定する目的を示すものです。

【解説】

男女共同参画を推進するにあたり、市、市民、事業者、地域団体、教育関係者の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に実施することで、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 全ての人が性別、性的指向、性自認等にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保されることによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるとともに、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (4) 地域団体 市内において、市民が主に組織する団体で、自治会、ふるさと創造会議、特定非営利活動法人等その他の営利を目的とせずに関わる活動を行う団

体をいいます。

- (5) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、教育及び保育に携わる個人又は法人その他団体をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいいます。
- (7) 性自認 自らの性についての自己認識をいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含みます。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含みます。）に行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいいます。
- (10) ジェンダー平等 一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任、権利及び機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいいます。

【趣旨】

この条例における用語の定義を定めるものです。

【解説】

第2条では、この条例において用いる10の用語について、それぞれの意義を次のとおり定めています。

(1) 男女共同参画

第1号の「男女共同参画」とは、基本法第2条第1号の定義に準じて定めています。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

「参画」とは、政策・方針の決定、企画立案の過程に加わるなど、主体的に意思決定過程に関わることです。

(2) 市民

第2号の「市民」とは、市内に居住する者だけでなく、市内にある事務所や事業所等で働

く者、市内にある学校等で学ぶ者を含めて、「市民」と定義しています。このため、市外に居住し、市内に通勤・通学する者も「市民」に含まれます。

条例における「市民」は、加西市に住所を有する人を指すのが一般的ですが、この条例は、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを目的としていることから、「市民」をこのように広く捉えています。

(3) 事業者

第3号の「事業者」とは、市内に事務所や事業所等があり、事業活動を行う者であれば、個人、法人等の別を問わず、営利、非営利目的にかかわらず、「事業者」と定義しています。

(4) 地域団体

第4号の「地域団体」とは、市民を主な構成員として自発的に形成され、自立的な活動を行う民間団体をいいます。具体的には、自治会、ふるさと創造会議、ボランティア団体等です。

(5) 教育関係者

第5号の「教育関係者」とは、教育が意識形成に及ぼす影響は大きいと考えられるため、学校、社会、家庭教育その他市内において教育に携わる者を広く教育関係者と捉えています。

(6) 性的指向

第6号の「性的指向」とは、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象としているかを示す概念のことです。

(7) 性自認

第7号の「性自認」とは、自分が女性または男性なのか、その中間なのか、そのどちらでもないか、流動的なのか等の自らの性に対する認識のことです。

(8) セクシュアル・ハラスメント

第8号の「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場など、あらゆる場で性的な言動が行われることで環境が害され、その場に関わる人々が不快に感じる事、又は性的な言動が行われ、それを拒否したことで拒否した者が何らかの不利益を受けることをいいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条に規定されている、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」は職場に限定されていますが、この条例では単に職場内に限らず、地域、学校などあらゆる分野における行為が対象となります。

(9) ドメスティック・バイオレンス

第9号の「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や交際相手などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった者の間の暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

(10) ジェンダー平等

第10号の「ジェンダー平等」とは、一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任、権利及び機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 全ての人個人として尊重されること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること等の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、人の性は多様なもので、人格の基礎ともなるために、等しく尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 全ての人個人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、家庭以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 全ての人個人が性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意見が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (7) 全ての市民、事業者、地域団体及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）が、地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参

画社会を推進する活動に参画するとともに、地域活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。

(8) 国際社会及び国内における男女共同参画に係る取組を積極的に理解すること。

【趣旨】

本市において男女共同参画を推進する上での基本理念を定めるものです。

【解説】

男女共同参画を推進するにあたり、8つの基本理念を定めています。

第1号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

性別により差別的な扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったりする場合があります。一人一人が自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が性別にかかわらず、すべての人に確保されることが大切です。

第2号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

男女の性別にとどまらず、人の性は多様なもので、人格の基礎ともなるために、一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらずすべての人に対等に保障されることが大切です。

第3号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等が根強く残っており、社会のあらゆる分野での男女共同参画を妨げる原因となっています。男女が、性別にかかわりなく、自らの意思で多様な生き方を選択できる社会は、男女共同参画社会の目指すべき姿です。

第4号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

男女が、市や地域など社会のあらゆる分野における政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見を反映させる機会が確保されることは、男女が共に利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画の基盤となるものです。

第5号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

家事や育児、介護などの家庭生活での活動の大部分を女性が担っている状況があります。男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすることが大切です。

第6号は、「性と生殖に関する健康と権利」のことでリプロダクティブ・ヘルス/ライツとも言われます。

男女が、お互いの性について理解し合い、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう配慮されることが重要であり、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康について、自分で判断し決定できること、また、その意思が尊重されることが大切です。

国の男女共同参画基本計画にも「生涯を通じた女性の健康支援」が重点目標の一つとして挙げられています。

第7号は、「参画と協働」について定めています。

「参画」とは「市民及び市民団体が役割と責任を自覚して、まちづくりに関する重要な決定に自主的かつ主体的に関わること」、「協働」とは「自治の推進のために市民及び市民団体と市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携すること」で、加西市協創のまちづくり条例（令和元年12月23日 条例第12号）との整合を図り、地域団体（自治会、ふるさと創造会議、ボランティア団体等）と連携し、男女共同参画を推進することが重要です。

第8号は、基本法の基本理念に準じて定めています。

これまで我が国の男女共同参画は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約などの国際社会の取組と連動して進められてきました。本市でも、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、男女共同参画を推進することが重要です。

【参考】

男女共同参画社会基本法 基本理念

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

市・市民等の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策（以下「推進施策」といいます。）を総合的に策定し、実施するものとしします。

2 市は、推進施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めるものとしします。

3 市は、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高める等、率先して男女共同参画社会の推進に努めるものとしします。

【趣旨】

男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割は重要なため、市の責務を定めるものです。

【解説】

市は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務があり、施策の推進に当たっては、市民、事業者、市民団体、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを定めています。

また、男女共同参画を推進していくためには、市役所自らがモデルとなるよう、職員一人一人の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、男女が等しくその能力を発揮しながら

ら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりに取り組むことを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

男女共同参画を推進する上で、市民一人一人の意識と行動が果たす役割は大きいことから、市民の責務を定めるものです。

【解説】

市民が、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民が協力するよう努めることを定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画社会の推進に取り組むよう努めるものとします。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整備するよう努めるものとします。

3 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

職場における男女共同参画を推進するため、社会経済活動において重要な役割を果たしている事業者の責務を定めるものです。

【解説】

男女共同参画の推進に当たって、社会経済活動の中で事業者は重要な役割を果たしており、職場において男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や各種ハラスメントの防止、男女を問わず労働者が仕事と家庭生活の両立を図れる職場環境を整備するよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者が協力するよう努めること

を定めています。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、その運営又は活動に関する方針の決定等について、全ての人が対等に参画する機会を確保するとともに、性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとします。

2 地域団体は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

地域などで主体的に活動を行っている団体が、地域社会で重要な役割を果たしていることから、地域団体の責務を定めるものです。

【解説】

市内には、自治会やふるさと創造会議、ボランティア団体など市民が関わる数多くの地域団体があります。地域団体が、それぞれの運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会の確保や、能力を発揮できる環境整備など、男女共同参画の推進に取り組むよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、地域団体が協力するよう努めることを定めています。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

男女共同参画を推進する上で、教育の果たす役割が重要であることから、教育関係者の責務を定めるものです。

【解説】

男女共同参画の推進に当たって、教育の果たす役割は重要なため、教育関係者は、生涯を通じた様々な教育や学習の場において、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、教育関係者が協力するよう努めることを定めています。

男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止

(性別等による権利侵害の禁止)

第9条 全ての人、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いをしてはなりません。

2 全ての人、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の暴力を行ってはなりません。

3 全ての人、本人の同意を得ないで、当該本人に関して知り得た性的指向、性自認等の内容を他人に漏らし、又は本人に公表を強制若しくは禁止してはなりません。

【趣旨】

男女共同参画社会の実現を阻害する重大な要因となっている性別の違いを背景とした権利侵害の禁止について定めるものです。

【解説】

「男女平等」の理念は、憲法第14条第1項に規定されており、男女差別を無くしていくことは重要です。

しかしながら、現在も、性別による差別が、雇用の分野をはじめとして様々な場面において問題となっていることから、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならないことを定めています。

また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスや、身体上の性別に違和感がある人に対する権利侵害といった、人権侵害の根絶を目指すことは、男女共同参画を推進する上で重要な課題と認識し、その禁止について定めています。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 全ての人、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければなりません。

【趣旨】

男女共同参画社会の実現を阻害する行為のうち、公衆に表示する情報において留意すべきことについて定めるものです。

【解説】

雑誌やポスター等の印刷物や、インターネットの掲載情報など公衆に表示する情報は人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性があります。

性別による固定的な役割分担意識や男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう配慮することが必要です。

憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、「留意」として理解を求めることとしています。

市の実施すべき基本的施策

(計画の策定)

第 11 条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めるものとします。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第 25 条第 1 項に規定する加西市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに公表するものとします。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用するものとします。

【趣旨】

基本法第 14 条第 3 項に基づき、男女共同参画の推進を図るための基本計画を策定することを定めるものです。

【解説】

男女共同参画計画は、基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画に位置付けられるものですが、同項では努力義務となっていることから、この条例に計画の策定根拠を設け、市に男女共同参画計画の策定を義務付けるものです。

本市では、平成 14 年（2002 年）3 月に「かさい男女共同参画ゆめプラン」策定、平成 25 年（2013 年）3 月に「第二次かさいゆめプラン」を策定しています。計画の策定・変更を行う場合には、市民の意見を反映させるとともに、男女共同参画審議会の意見を聴くこと、策定・変更したときは、速やかに公表することを定めています。

【参考】

男女共同参画社会基本法

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 12 条 市は、各種施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

【趣旨】

市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施に当たり、男女共同参画の推進に配慮しなければならないことを定めるものです。

【解説】

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開されており、その施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画の推進が直接の目的でない施策であっても、男女共同参画の視点や配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。

このため、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮することを定めています。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第 13 条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数に配慮するよう努めるものとします。

【趣旨】

市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、附属機関等における構成員の男女の数の配慮について定めるものです。

【解説】

男女共同参画の推進に当たっては、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保されることが重要です。

市が法律や条例等に基づき設置している附属機関等の委員の選任に当たっては、男女の委員数の配慮に努めることを定めています。

令和 4 年 3 月に策定しました「第 3 次加西市男女共同参画プラン」では、2030 年度の審議会等委員の女性割合を 35%にする数値目標を掲げています。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 14 条 市は、男女共同参画社会の推進について、市民等の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の適切な措置を講ずるものとします。

【趣旨】

男女共同参画の推進に当たり、市は、市民等の理解を深めるための広報活動及び学習機会の提供等を行うことを定めるものです。

【解説】

市民等との協働で男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画に関する理解を深めるための広報、啓発を行うことが重要です。

市は、市民等が男女共同参画の推進に関する基本理念等についての理解を深めるよう、広報誌や情報紙、ホームページなどの各種媒体を通じた広報活動や講演会、セミナー等の開催による意識啓発や学習機会の提供などを行うことを定めるものです。

なお、基本法において、地方公共団体が「講じなければならない」とされている「国民の理解を深めるための措置」(第 16 条)の規定をこの条例に定めるものです。

【参考】

男女共同参画社会基本法

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(市民等に対する支援)

第 15 条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、市が支援を行うことを定めるものです。

【解説】

男女共同参画の推進には、市民等の理解と協力が必要となります。このため、市民等が主体的に取り組む男女共同参画の推進に関する取組への支援として、資料等の情報提供や研修会の開催、活動場所の提供等の支援を行うことを定めています。

なお、基本法において、国には「民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」(第 20 条)との規定があり、この条例に市の「市民等に対する支援」に関する規定を定めるものです。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第 16 条 市は、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できるよう必要な支援に努めるものとします。

【趣旨】

誰もが仕事と家庭生活その他の活動との調和を図れるよう、市が必要な支援を行うことを定めたものです。

【解説】

活力ある社会を持続するためには、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、自らの希望に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現することが重要です。

このため、市は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた事業者や労働者に対する意識啓発を行うとともに、多様な働き方に対する支援や保育サービスの充実など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境整備に取り組むことを定めています。

（意思決定の場における男女対等な参画の推進）

第 17 条 市は、男女が共にあらゆる分野の活動の面において、方針の決定過程に参加できる機会の確保の支援に努めるものとします。

【趣旨】

意思決定の場での女性の登用を促進するため、市における政策・方針決定過程への女性の参画を促進及び支援するためのものです。

【解説】

男女共同参画の推進に当たっては、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保されることが重要です。

市の政策・方針決定過程への女性の参画の支援を積極的に行うこととしています。

（男女共同参画に関する教育の推進）

第 18 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画やジェンダー平等に関する教育及び学習を促進するための必要な支援を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野で、男女共同参画に関する教育の充実に努めることを定めたものです。

【解説】

男女共同参画の推進に当たって、教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野での男女共同参画に関する教育の充実に努めることを定めています。

（防災の分野における施策の推進）

第 19 条 市は、全ての人が、避難所等において被災者一人一人の人権が守られ安全に安心して生活できるように、平常時より多様な視点からの防災・減災の取組を十分理解した

防災体制の整備と防災に関する意識啓発の実践に努めるものとします。

【趣旨】

市は、防災や減災における取組や被災者支援でも、男女共同参画を推進していくことを定めています。

【解説】

市は、防災対策や災害発生時の被害を最小限に抑える減災対策、避難所の運営を含む被災者の支援など、あらゆる面において男女共同参画の視点を取り入れた施策を行うことを定めています。

(誰もが能力を發揮できる働き方の推進支援)

第20条 市は、雇用を行う事業者及び就業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

市は、雇用を行う事業者及び就業者に対し、雇用や就労の分野における男女共同参画が推進されるように、情報提供や環境づくり等必要な支援を行うことを定めるものです。

【解説】

雇用を行う事業者及び就業者に対しても、一人一人が自らの意思に基づき、個性と能力を發揮できる公正で多様性に富んだ社会の実現に向けて、必要な知識や能力を身につけるための機会や情報の提供をはじめ、啓発や環境づくり等の支援を行う必要があることを定めています。

(ドメスティック・バイオレンスの防止等)

第21条 市は、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとします。

【趣旨】

第9条の性別による権利侵害の禁止に加え、市は、ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)等、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に取り組むことを定めるものです。

【解説】

第9条に「性別による人権侵害」の禁止を定めていますが、配偶者等に対する暴力行為は、男女共同参画の推進を阻害する行為になっていることから、防止に向けた広報、啓発等に取り組むとともに、被害者の保護及び自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら必要な措置を講ずることを定めています。

(苦情等又は相談への対応)

第22条 市は、市が実施する推進施策に関し、市民等から苦情又は意見（以下「苦情等」といいます。）の申出があったときは、適切に対応するものとします。

2 市は、性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

3 市長は、前2項に規定する苦情等又は相談への対応について必要があると認めるときは、第25条第1項に規定する加西市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

【趣旨】

市民等から男女共同参画の推進に関する施策等への苦情や意見の申出、性別による差別的取扱い等についての相談があった場合の市の対応について定めるものです。

【解説】

市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるため、必要に応じ、加西市男女共同参画審議会の意見を聴取し、問題解決に向けて取り組むことを定めています。

また、性別による差別的取扱いなどの相談の申出があった場合は、関係機関との連携や加西市男女共同参画審議会の意見を聴取するなど、必要な支援を行うことを定めています。

(拠点機能)

第23条 市は、推進施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点機能の充実に努めるものとします。

【趣旨】

市は、男女共同参画の推進にあたり、総合的な拠点施設の整備及び機能の充実に努めることを定めるものです。

【解説】

総合的な拠点施設では、講座や講演会の開催、男女共同参画に関する情報提供、相談事業など、機能の充実に努めることを定めています。

また、令和4年3月に策定しました「第3次加西市男女共同参画計画」では、男女共同参画を推進する拠点施設の整備に取り組むこととしています。

(年次報告)

第24条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとします。

【趣旨】

毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を公表することを定めるものです。

【解説】

男女共同参画を推進していくためには、第11条に規定する男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況等を調査、検証し、次年度へ繋げていく必要があります。

市が実施する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をホームページ等で公表することを定めるものです。

加西市男女共同参画審議会の設置

(加西市男女共同参画審議会)

第25条 男女共同参画社会の推進について調査及び審議するため、加西市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができます。

【趣旨】

男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を設置することを定めています。

【解説】

加西市男女共同参画審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、男女共同参画社会の推進に関して市長に対して意見を述べることができると定めています。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、市長が規則で定めることとしています。

附則

(施行期日)

1 その条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

【趣旨】

「附則」は、法令等の最後の部分に置かれるもので、その法令等の施行に伴って必要となる経過措置など、その法令等の付随的内容を定めています。

【解説】

この附則では、この条例を令和 4 年 4 月 1 日から施行することを定めています。

(経過措置)

2 第 3 次加西市男女参画プランは、第 11 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなします。

【解説】

この附則では、令和 4 年 3 月に策定した第 3 次加西市男女共同参画プラン（第 3 次かさいゆめプラン）について、第 11 条第 1 項の規定によって策定された男女共同参画計画とみなすことを定めています。